

保護者様

小矢部市立津沢小学校長

学校において予防すべき感染症による出席停止の指示

お子さんの病気は標記の感染症に該当するので、学校保健安全法第19条の規定により出席停止を指示します。

登校の時は、下にある「登校許可証明書」を学校に提出してください。

＜学校において予防すべき感染症の種類＞

麻しん・水痘・風しん・咽頭結膜熱

流行性角結膜炎・流行性耳下腺炎

その他()

＜出席停止の期間＞

医師において感染のおそれがないと認めたときまで

◎ お願い 医療機関に提出する前に、必要事項を記入してください。

- 1 上にある「学校において予防すべき感染症の種類」の中から、該当する病名を○で囲んでください。該当がない場合は、「その他」に病名を記入してください。
- 2 下にある「登校許可証明書」に、「学年・組・氏名」を記入してください。

◎ 医師へのご依頼 お手数ですが、「登校許可証明書」への記入をお願いします。

小矢部市立津沢小学校長様

登校許可証明書

年 組 氏名 _____

＜学校において予防すべき感染症の種類＞

麻しん・水痘・風しん・咽頭結膜熱

流行性角結膜炎・流行性耳下腺炎

その他()

登校を許可する日 _____ 月 _____ 日

上記の児童・生徒の感染症は回復し、他への感染のおそれがなくなりましたので、登校が可能であると判断します。

令和 年 月 日

医師名

※ 不明な点がありましたら、学校へお問い合わせください。

学校において予防すべき感染症の出席停止期間の基準

小矢部市教育委員会

| 感染症の種類 (学校保健安全法施行規則第18条) | | 出席停止の期間の基準 (学校保健安全法施行規則第19条) | |
|-----------------------------|--|---|--|
| 第一種 | エボラ出血熱 | 治癒するまで | |
| | クリミア・コンゴ出血熱 | | |
| | 痘そう | | |
| | 南米出血熱 | | |
| | ペスト | | |
| | マールブルグ熱 | | |
| | ラッサ熱 | | |
| | 急性灰白髄炎(ポリオ) | | |
| | ジフテリア | | |
| | 重症急性呼吸器症候群 | | |
| 第二種 | 中東呼吸器症候群 | 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで 特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで 発しんに伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで 発しんが消失するまで 全ての発しんがかさぶたになるまで 主要症状消退後2日を経過するまで 発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで | |
| | 特定鳥インフルエンザ | | |
| | 指定感染症及び新感染症 | | |
| | インフルエンザ | | |
| | 百日咳 | | |
| | 麻しん(はしか) | | |
| | 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) | | |
| | 風しん(三日ばしか) | | |
| | 水痘(水ぼうそう) | | |
| | 咽頭結膜熱(プール熱) | | |
| 第三種 | 新型コロナウィルス感染症 | 結核 隹膜炎菌性隕膜炎 コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス、パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 | |
| | 流行性嘔吐下痢症(感染性胃腸炎)、サルモネラ感染症 カンピロバクター感染症 マイコプラズマ感染症 肺炎球菌感染症 溶連菌感染症 伝染性紅斑(りんご病) 急性細気管支炎(RSウイルス等)、EBウイルス感染症 帯状疱疹、手足口病 ヘルパンギーナ A型肝炎、B型肝炎 アタマジラミ症 伝染性膿疱疹(とびひ) 伝染性軟屬腫(水いぼ) 疥癬(かいせん) 等 | | |
| | 症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで | | |
| | 学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症「他の感染症」として緊急的に措置をとることができる | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |